

接骨院・整骨院 にかかるときは、

健康保険が使えないことがあります

接骨院や整骨院などの柔道整復師の施術を受ける場合、看板に「各種健康保険取り扱い」などと書いてあっても、全ての施術に健康保険が使えるわけではありませんので、ご注意ください。

健康保険が使えるのはケガのとき

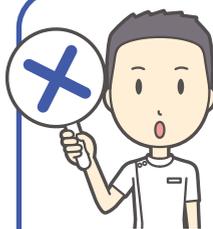
整骨院・接骨院は、病院や診療所と違い、健康保険の使える範囲が限られています。



健康保険が使える場合

- 打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
（外傷性が明らかなケガによる）
- 脱臼・骨折※

※脱臼や骨折は、応急手当を除き、医師の同意が必要です。応急手当の場合は、手当後に医師の同意が必要です。



健康保険が使えない場合

- 日常生活による疲れ、肩こり、腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 加齢（ケガによるものではない）からくる痛み
- 病気（神経痛・五十肩・リウマチ・関節炎・ヘルニア等）からくる痛みやしびれ
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術（漫然とした施術）
- 同一のケガについて、整形外科等の医療機関を受診している

※健康保険使用後に健康保険適用外の疾病と判明した場合は自費診療扱いとなり、返還請求する場合がありますので予めご了承ください。

整骨院・接骨院にかかるときはこんなことにご注意を

① 痛みの原因を正しく伝える

外傷性の負傷でない場合、労災保険（通勤途中、勤務中のケガ）に該当する場合は健康保険は使えません。また、交通事故など第三者の行為によるケガの場合は、健保組合にご連絡ください。

② 「療養費支給申請書」の内容を確認してから署名

「療養費支給申請書」は、本人に代わり健保組合に保険適用分の費用を請求する委任状になっています。ケガの原因・ケガの名前・施術を行った日・施術内容・受診回数・自己負担額があるのかわかりやすく確認して、署名・捺印をしてください。

③ 領収書と明細書は必ず受け取る

領収書は無料で発行されます。健康保険を使った場合は、後日「医療費通知」を健保組合よりお知らせしますので、領収書と突き合わせ、金額に間違いがないかを確認してください。

④ 長期間かかる場合は病院で診察を

長期に施術を受けても改善しない場合、病気が隠れていることも考えられます。病院で検査や診察を受けましょう。

※病院などで治療を受けているときは、同じケガで健康保険を使って重複して接骨院の施術は受けられませんが、検査のために病院で診察を受けることはできます。

施術内容についての確認をお願いすることがあります

健康保険を使って接骨院・整骨院にかかった方に、負傷原因や施術内容について文書や電話で確認させていただくことがあります。接骨院・整骨院から健康保険への請求に、健康保険対象外の施術が含まれていることがあり、厚生労働省からも不適切利用を防ぐ取り組みが求められています。健保組合の財政健全化のためにも、照会があった際にはご自身で回答いただきますようお願いいたします。

※当健保組合では、照会業務をガリバー・インターナショナル(株)に委託しています。

